

関係各位

(財) 日本サッカー協会審判委員会
委員長 松崎 康弘

15 歳以下のフットサル競技会における競技規則の適用について

2003 年 6 月 6 日付け「第 3 種以下の競技会におけるフットサル競技規則の適用について（別添 1）」により、“ゴールキーパーから、ハーフウェーラインを越えて手で投げて、味方競技者にボールをフィードすること”を禁止した。

しかしながら、全日本少年フットサル大会等では、手で投げずとも、ゴールキーパーがボールを相手ハーフ内にけり入れることによって、同様の状況が発生し、フットサルにはほど遠いプレーが散見された。

については、15 歳以下の年代における更なるフットサルの技術向上を目的として、下記のとおり、手のみならずゴールキーパーからのハーフウェーラインをノーバウンドで越えるようなキックも認めないこととする。

記

1. 第 11 条 ファウルと不正行為

(財) 日本サッカー協会の決定

日本サッカー協会などが行う 15 歳以下のフットサル競技会においては、次の規則を適用する。

ゴールキーパーが手で投げた後、または足でつけた後、ボールが競技者に触れるかプレーされる、あるいはピッチ面に触れる前にハーフウェーラインを越えたときは、相手側チームに間接フリーキックを与える。

間接フリーキックは、ハーフウェーライン上の任意の地点から行われる。

2. 第 16 条 ゴールクリアランス

(財) 日本サッカー協会の決定

日本サッカー協会などが行う 15 歳以下のフットサル競技会においては、次の規則を適用する。

ゴールクリアランスされた後、ボールが競技者に触れるかプレーされる、あるいはピッチ面に触れる前にハーフウェーラインを越えたときは、相手側チームに間接フリーキックを与える。

間接フリーキックは、ハーフウェーライン上の任意の地点から行われる。

以上